

でんさいネットのご利用の際の留意事項について

山 梨 信 用 金 庫

項 目	ご注意いただきたいこと	確認
利用料	◇ サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料をお支払い下さい。なお、手数料には、消費税等相当額を含みます。利用手数料は、決済口座より当金庫所定の日に自動的に引落しさせていただきます。なお、特例開示など一部サービスの利用手数料については、決済口座からの自動引落しではなく、取引店で利用手数料をお支払いいただきます。 ◇ 全銀電子債権ネットワーク社からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則ありません。	☐
サービスの提供時間 (営業日・営業時間)	◇ サービスの提供時間は、インターネットの場合は、午前7時から午前0時まで、なお、コアタイム(*1)は、午前9時～午後3時までとなります。午後3時以降は予約のみの受付となります。(毎月第2土曜日は除く。) ◇ 記録請求の窓口での書面での取次ぎ受付時間は、 当日処理: 午前9時～午後2時まで 翌日処理: 午前9時～午後5時まで となります。 ◇ 上記以外の時間帯であっても、サービスを提供する参加金融機関(*2)もあります。具体的なサービス提供時間や受付時限は、直接、ご契約の窓口金融機関(*3)にお問い合わせください。 (*1) コアタイムとは、各種記録請求を行うことができる時間帯のこと。 (*2) 参加金融機関とは、全国の銀行、信用金庫、信用組合等ででんさいのサービスを提供できる金融機関のこと。 (*3) 窓口金融機関とは、お客様との間で利用契約を締結し、お客さまからの記録請求等の窓口となる金融機関のこと。	☐
利用者番号	◇ <u>お客様には、1 法人(個人事業主である場合には1 人)につき1 つの利用者番号を付与いたします。</u> ◇ 複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一(1 つ)です。 ※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1 つ)です。 ※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2 つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。	☐
でんさいの 各種請求の方法	◇ でんさい(*4)の記録請求の方法は、 ・当金庫所定のパーソナルコンピューターを使用する方法。 ・当金庫所定の依頼書を当金庫取引店の窓口にご提出していただく方法。 のいずれかによりご請求いただけます。 (*4) でんさいとは、でんさいネットが取扱う電子記録債権のこと。	☐
でんさいの発生 (手形の振出に相当)	◇ でんさいを発生させる際の債権金額は、1 万円以上 100 億円未満です。なお、債権金額は、1 円単位で設定いただけます。 ◇ でんさいの支払期日(手形のサイン)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して7 営業日経過した日以降で1 年後の応当日までの範囲で設定いただけます。	☐
でんさいの譲渡 (手形の裏書に相当)	◇ <u>でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかった場合には(支払不能 *5)、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。</u> ◇ 債権者利用限定特約(でんさいの債務者とならない特約)を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。 (*5) 支払不能とは、支払期日に口座間送金決済(*6)ができなかった状態のこと。 (*6) 口座間送金決済とは、債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のこと。	☐

でんさいの分割譲渡	◇ でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 例: 1,000 万円のでんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、残りの 200 万円の でんさいを自分の債権として保有。 ◇ 分割のみのお取扱いはできません。	☐
でんさいの通知方法	◇ 当金庫では電子記録された内容について、 ・パーソナルコンピューターを用いた電子メールによる通知。 ・上記で通知出来ないものについては、FAXIによる通知。 のいずれかの方法により通知いたします。	☐
でんさいの決済口座	◇ でんさいで利用する決済口座は、当金庫本支店で開設している口座で、決済口座として指定可能な預金の種類は、普通預金または当座預金口座といたします。なお、債務者として利用する場合は、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座限定となります。	☐
でんさいの取消等	◇ <u>でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して 5 営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます。</u> (当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要となります。)	☐
でんさいのオプション機能	◇ 債権者請求方式 電子記録債権者として発生記録の請求を行うことができる機能。 ◇ 指定許可機能 お客様自らに対して記録請求できる相手方を予め指定しておくことができる機能。 〔指定できる記録請求は、発生記録請求・譲渡記録請求・保証記録請求(譲渡記録請求に随伴する保証記録請求を除く)に限ります。〕 ◇ 上記機能のお取扱いを希望されるお客様は、当金庫所定の申込書または依頼書をお取扱い店にご提出ください。	☐
でんさいの記録内容の変更	◇ <u>利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</u>(利害関係者が 3 名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)	☐
記録請求の制限時間	◇ <u>でんさいの支払期日が近づくと、支払い準備のため、記録請求が制限されます。</u> <u>※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の 7 営業日前までに行う必要があります。詳しくは、裏面の「ご参考」をご参照ください。</u>	☐
でんさいの決済 (支払い) (口座間送金決済 *6)	◇ <u>でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。</u>(※具体的な資金の準備期限については、窓口にお問い合わせください。) ◇ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科せられます。</u> (※詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。) ◇ 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身のお取引店にご確認ください。 ◇ 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払をした場合であっても、支払期日の 3 営業日前までに支払記録等が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ◇ <u>債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(*7)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。</u> ◇ 電子記録保証人が債務者に代わって支払をし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(*8)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して求償することができます。 (*7) 電子記録保証人とは、でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客さまのことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。	☐

	(※) 特別求償権とは、電子記録保証人が債務者の代わりに支払いをし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。	
口座間送金決済の中止	◇ 債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。 ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ずお取扱い窓口を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、「異議申立の手続き」をご参照ください。)	☐
支払不能処分制度 (手形の不渡処分 制度に相当)	◇ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客様には、支払不能処分が科されます。</u> ◇ <u>支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</u> ・<u>でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</u> ・<u>1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6ヶ月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出禁止」が科されます。</u> ◇ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回のカウントとします。 ◇ 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。	☐
異議申立の手続き	◇ <u>契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</u> ◇ <u>ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前営業日までにお取扱い窓口にごその旨の申し出をしていただき、支払期日までには債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただく必要があります。</u> (※異議申立預託金は、異議申立の手続きが終了したときに返還します。)	☐
記録事項の開示	◇ <u>「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とそのお取扱い金融機関です。</u>	☐
他の記録機関との関係	◇ 他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットでお取扱いすることができません。また、でんさいネットのでんさいも、他の電子記録機関でお取扱いすることができません。	☐

【ご参考：支払期日前後の記録の制限】

支払期日を基準とした記録請求 (でんさいネット必着日) 各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (×：記録請求不可)	決済情報提供日							口座間送金決済実施日	支払等記録日		
	7 営業 日前	6 営業 日前	5 営業 日前	4 営業 日前	3 営業 日前	2 営業 日前	1 営業 日前	支払 期日	1 営業 日後	2 営業 日後	3 営業 日後 以降
1. 発生記録請求 (請求者：債務者・債権者)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△ 注5
3. 分割記録請求 (請求者：債権者)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
4. 保証記録請求 (単独保証) (請求者：債権者)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△ 注5
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) 注1 (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	×	×	△ 注6	△ 注6	△ 注6	○
	○ 注7	×	×	×	×	×	×	△ 注6	△ 注6	△ 注6	○
6. 変更記録請求 (1) 住所変更など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者・債権者・保証人 注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 注8
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 注3 ① 利害関係者が債務者と債権者しかいない状態 (譲渡や保証が行われる前)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
a. オンラインで承諾を得る方法 注4 (請求者：債務者・債権者)	○	○	○	○	○ 注9	×	×	×	×	×	×
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者・債権者)	○	○	○	○	○ 注9	×	×	×	×	×	×
② 利害関係者が3名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者：債務者・債権者・保証人 注2)	○	○	○	○	○ 注9	×	×	×	×	×	×

注1：口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。

注2：「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人（譲渡人）を含む。

注3：「×」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。

注4：オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。

注5：支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。

注6：債務者の窓口金融機関（仕向金融機関）からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可（ただし、支払等記録が行われるのは支払期日3営業日後）。

注7：支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。

注8：債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。

注9：書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。